

## 大和市建築行為に係る狭あい道路整備要領

### (目的)

第1条 この要領は、狭あい道路の拡幅整備を促進するため、後退道路用地の寄付等について必要な事項を定めることにより、住みよいまちづくりを行うことを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定に基づく道路のうち当該道路に市道が介在するものをいう。
- (2) 建築行為 建築物を建築し、又は工作物を築造しようとする行為をいう。
- (3) 建築主等 建築行為をしようとする者をいう。ただし、建築主と土地所有者若しくは工作物の所有者が異なる場合には、建築主及びそれぞれの所有者をいう。
- (4) 後退線 道路境界査定が終了している道路で、当該道路の中心線から水平距離2メートルの線をいう。ただし、当該道路が中心線からの水平距離2メートル未満で、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道路の側の境界線及びその境界線から道路の側に水平距離4メートルの線をいう。
- (5) 後退道路用地 道路境界線から後退線までの道路とみなされる敷地をいう。
- (6) 後退工事 後退道路用地に存する門、塀、生垣等を除却し、道路とし

ての使用が可能な状態にする工事をいう。

(適用対象)

第3条 この要領は、建築主等が後退道路用地に接する土地に建築物を建築する場合で、法第6条第1項又は、法第88条第1項に規定する確認の申請を提出する場合における道路後退用地及び法第42条第2項の規定に準じて自主的に行う道路後退用地並びにすみ切り用地に適用する。

(事前協議)

第4条 建築主等は、道路後退用地の寄付等を希望する場合には、市長に対し、協議を申し出るものとする。

2 前項の規定による申し出は、狭あい道路に関する協議申請書(第1号様式)を市長に提出することにより、行うものとする。

3 前項の申請書には、案内図、公図の写し、配置図、土地登記簿謄本を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による協議が成立したときは、狭あい道路に関する協議済通知書(第2号様式)を建築主等に送付するものとする。

(道路境界査定)

第5条 狭あい道路に係る道路境界査定は、前条第1項の規定による協議が成立するまでの間に終了させておかななければならない。

(後退道路用地の寄附等)

第6条 市長は、第4条の規定により協議した後退道路用地を寄附により取得するものとする。

2 市長は、前項の場合において、相続等の理由により後退道路用地の所有権移転登記が困難な場合には、後退道路用地を無償使用するものとする。

3 建築主等は、第1項に規定する後退道路用地の寄付を望まない場合におい

ては、後退道路用地を自主管理する旨を市長に申し出ることができるものとする。

(書類の提出)

第7条 建築主等は、前条の規定に係る寄附等の協議が整った場合には、次の各号の1に定める書類を市長に提出するものとする。

(1) 寄附の場合 後退道路用地寄附申出書(第3号様式)

(2) 無償使用の場合 後退道路用地無償使用承諾書(第4号様式)

(3) 自主管理の場合 後退道路用地自主管理申出書(第5号様式)

(用地測量等の費用負担)

第8条 市長は、原則として第6条第1項及び第2項に規定する寄付等を行う予定の後退道路用地に係る境界査定、用地測量、境界石の埋設、登記等に要する費用を負担するものとする。

(物件の移転補償)

第9条 市長は、第6条第1項及び第2項に規定する寄付等を行う予定の後退道路用地に存する門、塀、生垣等の物件の移転について、補償をする必要があると認めるときには、予算の範囲内において、別に定める基準に基づき、その費用の一部を補償することができるものとする。

(移転補償の手続)

第10条 建築主等は、前条の規定による物件の移転補償を希望する場合には、物件移転補償申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により物件移転補償申請書を受理した後、その内容を審査し、物件移転補償決定通知書(第7号様式)を送付するものとする。

3 物件除却工事の着手期日は、前項に規定する物件移転補償決定通知書の受理後とする。

( 後退工事 )

第 1 1 条 前条の規定により市長から物件移転補償決定通知書を受けたものが、後退工事を完了したときは、後退工事完了届（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による後退工事が完了したとき、市長は、後退工事完了届に基づき、その工事の完了検査を行うものとする。

( 税の非課税 )

第 1 2 条 第 6 条第 2 項の規定による後退道路用地に係る固定資産税及び都市計画税は非課税とする。

( 後退道路用地の整備 )

第 1 3 条 市長は、第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により寄附等を行った後退道路用地を周辺の路面状況に応じて整備するものとする。

( 後退道路用地の管理 )

第 1 4 条 市長は、前条の規定により整備された後退道路用地を管理するものとする。

( 角地のすみ切りの寄付 )

第 1 5 条 市長は、後退道路用地に接する土地にすみ切りが必要な場合には、原則として斜辺 2 メートル以上のすみ切りを確保し、寄付を受けるものとする。

( 自主管理 )

第 1 6 条 市長は、建築主等により第 6 条第 3 項に基づき、後退道路用地を自主管理する旨の申し出がなされ、第 7 条に基づいて後退道路用地自主管理申出書が提出されたものについては、第 8 条から第 1 5 条の規定は適用しないものとする。

( 変更協議 )

第 17 条 第 4 条第 1 項の規定により既に事前協議が終了している敷地について、所有権の移転等に伴い申請者を変更する等、協議内容に変更が生じたものについては、狭あい道路に関する協議変更申請書（第 9 号様式）を市長に提出し、変更協議を行うものとする。

2 前項の申請書には、案内図、公図の写し、配置図、土地登記簿謄本その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による変更協議が成立したときは、狭あい道路に関する変更協議済通知書（第 10 号様式）を申請者に送付するものとする。

( 事前協議の取り下げ )

第 18 条 第 4 条第 1 項の規定により狭あい道路に関する協議申請書を提出した建築主等が、建築又は拡幅整備を取りやめ、又は中止する等協議申請を取り下げる理由が生じた場合においては、当該建築主等は、狭あい道路に関する協議取下げ申請書（第 11 号様式）を市長に提出することにより、狭あい道路に関する協議申請書を取り下げることができる。

( 委任 )

第 19 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に大和市建築行為に係る狭あい道路整備要綱（昭和 62 年大和市告示 105 号）に基づいて狭あい道路に関する協議が済んでいるものについては、なお従前の例による。

